

闘 争 資 金 規 定

- 第 1 条 本規定は組合規約第 45 条に基づいて定める。
- 第 2 条 (目 的)
闘争資金の積み立ては闘争時における組合員の生計を維持する生活資金及び闘争力の経済的強化を図ると共に団結を強固にし、以て闘争目的の貫徹に期することを主たる目的とする。
- 第 3 条 (積 立 額)
この積立金は毎年大会において決定する。
- 第 4 条 (積 立 期 限)
この積立は脱退する時まで継続しなければならない。
- 第 5 条 (返 却)
一旦納入した闘争資金は個人には返却されない。
- 第 6 条 (臨 時 積 立)
闘争資金に不足を生じ、また生ずるおそれのある時は臨時に積立金を徴収することができる。
- 第 7 条 (支 出)
1. この積み立て金は闘争時における組合員の生活補償資金、活動資金、本部闘争費用に使用する。
2. この場合、中央闘争委員会または犠牲者救護運用委員会の決定により支出し、大会の承認を必要とする。
- 第 8 条 (流 用)
1. この資金の残高が、組合員基準内賃金 1 ヶ月分の合計を超えた場合、この資金から発生する利息・配当については一般資金に繰り入れるものとする。
2. 一般資金における期末の繰越金が運営に必要な一定額を下回る場合には、翌期初に闘争資金より不足分を繰り入れる。なお、運用に必要な一定額については 5 千万円とする。但し、闘争資金の残高は組合員全員の基準内賃金の 1 ヶ月分を下回らないこととする。
3. 残高計算の際、株式については、取得原価を用いることとする。
- 第 9 条 (保 管 ・ 管 理)
1. 積立金は原則として組合費と一緒に納入し、書記長は整理の上、闘争資金として預金あるいは自社株で保管する。積み立て保管の責任は委員長とする。
2. 緊急必要時への対応のために、闘争資金残高のうち組合員平均基準内賃金の 10 日分を目安に流動性資産で確保する。
- 第 10 条 (閲 覧)
組合員は随時預金通帳および本部に備える台帳を閲覧することが出来る。
- 第 11 条 (報 告)
闘争資金積立状況は常に明確にし、大会に於いて報告しなければならない。
- 第 12 条 (監 査)
闘争資金の監査は会計規定に準じて行う。
- 第 13 条 (附 則)

この規定にない必要事項は、組合規約および諸規定により定められた諸規定を適用する。

第 14 条（改 廃）

この規定の改廃は大会に於いて行う。

第 15 条（実 施）

この規定は昭和 49 年 6 月 1 日より実施する。

(S60.10 改定) (H2.8 改定) (H4.8 改定) (H5.8 改定) (H12.8 改定) (H15.8 改定)
(H17.8 改定) (H21.8 改定) (2022.8 改定)